

令和6年度

家庭ごみ収集日程表

毎日の暮らしを見直して、
ごみの減量に努めましょう

町内名 南支町・新丁・三保野・緑町・大町・浜町

- 燃やせるごみの日
- ペットボトルの日
- プラスチックの日
- 空きびんの日
- 粗大ごみの日
- 紙類の日
- 空き缶の日
- 燃えないごみの日

お願い

- ◎ごみを出すときは、カレンダーで出すごみの種類、曜日等を確認して、**当日の朝8時まで**に出して下さい。
- ◎可燃ごみは、できるだけ**水分を切って**出してください。水分が多いと燃やすための燃料経費が増え、町負担経費も増えます。
- ◎家屋（小屋）などを所有者自身が解体し搬入する際は、解体前に**横浜町役場町民課**へ申請が必要となります。

◎可燃ごみ、ペットボトル、プラスチックごみは**町指定ごみ袋**、空き缶、空きびん、不燃ごみは**町指定コンテナ**に必ず入れて出して下さい。

◎商店、飲食店、事業所等の営業活動に伴うごみは、一般家庭ごみではないので「クリーン・ペア・はまなす」に搬入するか、一般廃棄物収集運搬業者に委託して処分して下さい。

◎町指定袋は、横浜町町内のお店でご購入下さい。各市町村でごみ袋は異なりますので、ご注意下さい。

廃棄物処理法における罰則等

□廃棄物を「野焼き」した場合（野焼きとは、ドラム缶での焼却や家、畑の空き地などでの焼却設備を使わない廃棄物の焼却のこと）
5年以下の懲役又は1,000万円（法人は3億円）以下の罰金に処せられます。

4月							5月							6月							7月							8月							9月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6			1	2	3	4					1		1	2	3	4	5	6					1	2	3	1	2	3	4	5	6	7			
7	8	9	10	11	12	13	5	6	7	8	9	10	11	2	3	4	5	6	7	8	7	8	9	10	11	12	13	4	5	6	7	8	9	10	8	9	10	11	12	13	14
14	15	16	17	18	19	20	12	13	14	15	16	17	18	9	10	11	12	13	14	15	14	15	16	17	18	19	20	11	12	13	14	15	16	17	15	16	17	18	19	20	21
21	22	23	24	25	26	27	19	20	21	22	23	24	25	16	17	18	19	20	21	22	21	22	23	24	25	26	27	18	19	20	21	22	23	24	22	23	24	25	26	27	28
28	29	30	26	27	28	29	30	31	23	24	25	26	27	28	29	28	29	30	31	25	26	27	28	29	30	31	29	30													

10月							11月							12月							令和7年 1月							2月							3月													
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土							
		1	2	3	4	5					1	2	1	2	3	4	5	6	7					1	2	3	4							1														1
6	7	8	9	10	11	12	3	4	5	6	7	8	9	8	9	10	11	12	13	14	5	6	7	8	9	10	11	2	3	4	5	6	7	8	2	3	4	5	6	7	8	2	3	4	5	6	7	8
13	14	15	16	17	18	19	10	11	12	13	14	15	16	15	16	17	18	19	20	21	12	13	14	15	16	17	18	9	10	11	12	13	14	15	9	10	11	12	13	14	15	9	10	11	12	13	14	15
20	21	22	23	24	25	26	17	18	19	20	21	22	23	22	23	24	25	26	27	28	19	20	21	22	23	24	25	16	17	18	19	20	21	22	16	17	18	19	20	21	22	16	17	18	19	20	21	22
27	28	29	30	31	24	25	26	27	28	29	30	29	30	31	26	27	28	29	30	31	23	24	25	26	27	28	23	24	25	26	27	28	23	24	25	26	27	28	29									

家庭ごみの分け方・出し方（収集日の当日朝8時までに出して下さい。）

資源ごみ	燃やせるごみ 可燃ごみ	町指定袋 生ごみ類、紙くず類、剪定枝、布くず類、皮革類、ゴム製品、貝類	<ul style="list-style-type: none"> すべて町指定のごみ袋に入れて出して下さい。 生ごみは水をよく切ってから、紙おむつは汚物を取り除いてから、天ぷら油は紙などにしみこませるか、凝固剤で固めてから出して下さい。 剪定枝は太さ7cm×長さ50cm以内にしてから出して下さい。 ロープは30cm以下に切ってから出して下さい。 ダンボールは入れないこと（紙類へ出す） 	
	空き缶	町指定コンテナ ビール缶、ジュース缶、缶詰、カセットボンベ、スプレー缶、缶（円柱形）	<ul style="list-style-type: none"> 町指定のコンテナに入れて出して下さい。 カセットボンベやスプレー缶は、中身を使い切り、穴をあけてから出して下さい。缶の中に異物を入れないで下さい。水ですすいでから出して下さい。 缶は、ビニール袋から出してコンテナに入れて出して下さい。 缶は円柱形で、直径10cm、長さ20.5cm程度のものに限る。 	
	空きびん	町指定コンテナ ジュースびん、日本酒びん、洋酒びん、ドリンクびん、調味料等のびん、ワインびん ※油びん、割れたびん、薬品関係及び耐熱ガラスびんは、不燃ごみに。	<ul style="list-style-type: none"> 町指定のコンテナに入れて出して下さい。 びんはふたを取り除き、水洗いしてから出して下さい。 びんは、割らないで出して下さい。 直径3cm～12cm以内、長さ3cm～40cm以内（これ以外は無燃ごみに）繰り返し使用できるビール瓶、酒一升瓶は集団回収などに出してリサイクルに。 	
	ペットボトル	町指定袋 飲料類（炭酸、果汁、お茶、水等） 酒類（日本酒、焼酎、本みりん等）	<ul style="list-style-type: none"> 町指定のごみ袋に入れて出して下さい。 ペットボトルはキャップをはずして、水ですすいで水切りをして出して下さい。キャップはプラスチックに分別して下さい。 ペットボトルは潰さないで下さい。 ラベルに☒があるものはプラスチックに分別して下さい。 	
	プラスチック	町指定袋 袋類（菓子袋、レジ袋等）、カップ類（弁当や食品の容器等）等のプラスチック使用製品	<ul style="list-style-type: none"> 町指定のごみ袋に入れて出して下さい。 材料がプラスチックでできているもの。 汚れの無いよう洗って下さい。 一片の長さが30cmより短くして下さい。 使用済み小型家電は含めないで下さい。 	
燃えないごみ 不燃ごみ	紙類	新聞、チラシ、雑誌、ダンボール、牛乳パック、紙製の箱類、菓子箱 ※紙袋に入れしないで下さい。	<ul style="list-style-type: none"> 新聞、チラシ、雑誌、ダンボール、牛乳パックは別々に紙むもで束ねて出して下さい。新聞は紙袋に入れしないで出して下さい。（リサイクルの際に新聞は新聞だけの処理工程にいき、紙袋は雑紙となりますので使用しないで下さい。）紙コップ、紙皿、写真、感熱紙等は可燃ごみに 	
	粗大系ごみ	木製家具、畳、ふとん、マットレス、ふすま、ジュタン、木くず、ポリバケツ ※ガラス・鏡は外して不燃ごみへ。 自転車、机、イス、テーブル、カーペット、スキー板、ストック、ギター、一斗缶、やかん、菓子缶、金属のふた、かさ、置（掛）時計、家電6品目以外の小型家電 ※ガラス板は不燃。	<ul style="list-style-type: none"> 石油ストーブ、一斗缶等は内容物（中身）を完全に抜き取ってから出して下さい。 収集車に積みやすいようにご協力下さい。 木くず（角材一辺15cm以下×長さ1.5m以下、丸太直径15cm以下×長さ1.5m以下） ※注 家電6品目（テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、エアコン、衣類乾燥機）については、収集しませんので、出さないでください。（家電リサイクル料金を支払い小売業者等へお持ち下さい） ※注 パソコンはメーカーへお持ち下さい。 畳をゴミステーションへ出す際は6枚までとし、7枚以上は直接クリーン・ペア・はまなすへ搬入して下さい。 	
	燃えないごみ 不燃ごみ	町指定コンテナ 陶磁器類（茶碗、皿、土鍋、花瓶、七輪） ガラス類（鏡、ガラスの破片、化粧品等のびん） ペットの砂、殺虫剤のビン、金属製の小物、蛍光灯、クギ、乾電池（単1～5に限る）	<ul style="list-style-type: none"> 町指定のコンテナに入れて出して下さい。 ガラスの破片は紙等に包んで出して下さい。 	
	町で収集しないごみ	事業系のごみ	商店、飲食店、会社、事業所などの事業系ごみは、すべて自己搬入か許可業者への委託により廃棄して下さい。	分別して クリーン・ペア・はまなすへ 直接搬入 有料（30円/10kg）
		一時的に多量に出るごみ	家庭で引越などによって一度に多量に出るごみ	自己搬入（有料）
建築廃材		家屋の解体で生じる、トタン、アルミ建具、流し台、木くず（角材一辺15cm以下×1.5m以下、丸太直径15cm以下×長さ1.5m以下）（個人搬入に限る）	受入可能な大きさは幅80cm×長さ200cm×高さ120cm以下に限ります。アルミ建具のガラスは外して下さい。	
家庭で死んだペット（犬猫等）の尸体処理		屍体を布に包むかビニール袋に入れてから45cm×45cmの箱に入れて飼いが直接搬入	処理料は1,000円/1匹	
適正処理困難物 危険物		農機具、バイク、農業用ビニール、塗料缶（中身あり）、シンナー缶、廃タイヤ、ガスボンベ、火薬類、消火器、ニカド電池、ボタン電池、バッテリー、コンクリート及びアスファルト廃材、感染性廃棄物	販売店、廃棄物処理業者等に依頼して処分して下さい。	
特定家庭用機器	テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、エアコン、衣類乾燥機	家電リサイクル法により、リサイクル料金、運搬処分手数料が必要		

北部上北広域事務組合
クリーン・ペア・はまなす
日曜日は休みに なります。
土曜日 8:30～12:00 及び 13:00～16:30
月曜日～金曜日 8:30～16:30
☎0175-68-2508

町収集（無料）
又は自己搬入（10kg30円）
横浜町一般廃棄物
最終処分場
☎78-2721
水曜日～土曜日
8:30～16:30
（毎週日～火曜日は休み）
※12月29日～1月3日は休み

ごみの不法投棄はやめましょう。
不法投棄は、5年以下の懲役又は
1,000万円以下の罰金に

問い合わせ先
**横浜町役場
町民課**
☎78-2111